

愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時 令和2年6月5日（金）午前10時から午前10時40分まで

2 場所 愛知県本庁舎 6階 正庁

3 議事

- (1) 名岐道路（一宮～一宮木曾川）計画段階環境配慮書について
- (2) その他

4 出席者

(1) 委員

松尾会長、伊藤委員、井上委員、大石委員、上島委員、酒巻委員、佐野委員、塚田委員、夏原委員、西田委員、二宮委員、橋本委員、櫃田委員、増田委員、宮崎委員（以上15名）

(2) 事務局

環境局：

岡田局長、小野技監、加藤環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

谷口課長、永井担当課長、戸田課長補佐、国立主査、岩川主査、中島主任

(以上9名)

(3) 事業者等

3名

5 傍聴人

0名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 名岐道路（一宮～一宮木曾川）計画段階環境配慮書について

- ・ 会議録の署名について、松尾会長が佐野委員と塚田委員を指名した。
- ・ 資料2について、二宮部会長から説明があった。

<質疑応答>

【塚田委員】配慮書28ページの騒音の予測及び評価において、案①の専用部整備案、案②の部分立体案、案③の平面8車線案について、「いずれの案も影響の程度は、同程度と評価します。」とあるが、一般的にこのような評価となるものなのか。特に、高架と平面で同じような評価になるものなのかに疑問がある。

【事務局】本事業においては、いずれの案も交通量及び走行速度を評価指標にしているが、配慮書段階で具体的な計画交通量や走行速度を決定していないこ

とから、これらの差別化をしておらず、同程度という評価となっている。

一般的には、平面であれば、道路交通騒音が横に伝搬して住居等に伝わるのに対して、高架であれば、音源が上にあることから、回折が大きくなり音が若干伝わりにくくなることに加え、防音壁の効果も出やすいことが考えられる。一方で、高架の場合、その下の一般道を走行する車両の騒音が高架の下面に反射して伝搬することも考えられる。今後、方法書以降の手続において、詳細な予測結果に基づき、必要な環境保全措置等が検討されるものと考えられる。

【塚田委員】方法書の段階においては現在示されている複数案を絞り込まれたものが示されることになると思われるため、絞り込みの過程を丁寧に記載していただきたい。

【事務局】ご指摘を踏まえ、事業者を指導してまいりたい。

【佐野委員】配慮書 31 ページの一般住民からの意見に記載されている心配のほか、今回事業の道路は、現行の国道 22 号における交通量が多いことから、今後の予測の結果、騒音の環境基準を超えるのではないかと考えられるため、遮音壁等の環境保全措置を講ずることになると思われる。要望であるが、道路が直行する箇所等の遮音壁が切れるところについては、対策が難しくなると思われるため、このような特殊な箇所が少なくなるような計画にしていきたい。

【事務局】部会報告の「2 大気質及び騒音」において、生活環境への影響に配慮した事業計画及び工事計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討することを盛り込んでいただいている。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、保全措置を講ずることが難しいような特殊な箇所をできる限り少なくするなど、生活環境への影響に配慮するよう事業者を指導してまいりたい。

【井上委員】配慮書 28 ページにおいて、走行速度が最も向上する案①が最も影響の程度が小さいと評価しているが、案①のような高架構造ができた場合、高架下の一般道を走行する車両からの排ガスが上に拡散されずに横方向に拡散して、集落・市街地に影響が出ることが考えられるが、この点については考慮されているか。

【事務局】配慮書であるため、定性的な交通量や走行速度の増大の有無等を踏まえた簡易な予測をしており、排ガスの拡散の程度を踏まえた評価はされていない。今後の複数案の絞り込みにおいて、その点も含めた様々な観点から評価されるため、方法書に検討経緯を丁寧に記載するよう事業者を指導してまいりたい。

【松尾会長】意見があったものの、資料 2 の部会報告について、特段、修正を要する意見はないと考えられるため、このまま審査会の答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【松尾会長】異議なしとされたので、部会報告の内容をこのまま審査会から知事への答申とする。

- ・ 資料2の「名岐道路（一宮～一宮木曾川）計画段階環境配慮書について（報告）」を、そのまま審査会答申とすることで了承され、別紙のとおり答申した。

イ その他

- ・ 特になし。

（3）閉会